

学生相談の初回面接における学内外連携の見立てについて

山 上 史 野¹⁾

はじめに

連携とは「同じ目的を持つ者が互いに連絡を取り、協力し合って物事を行う事」(丹治, 2004)である。学生相談臨床では、従来から連携を重視した実践モデルが提示されており(下山, 1994; 齋藤, 1999), 2007年には日本学生支援機構による報告書「大学における学生相談体制の充実方策について—『総合的な学生支援』と『専門的な学生相談』の『連携・協働』—」において、全学的な学生支援と学内専門機関との連携の在り方が改めて明示された。具体的には「個別性と多様性に配慮しつつ、教育的・成長促進的視点に立った確かな支援」を目指した、「日常的支援」、「制度的支援」、および「専門的支援」による「学生支援の3階層モデル」の提示である。

3階層モデルは、各階層に関わる支援者同士が連携することで機能する。学生相談での連携実践に関わる研究については、3階層モデルを参考にすると、大学全体や教職員の日頃の学生支援の取組や教職員の学生相談に対するニーズについての調査(水田・石谷・安住, 2011; 高石, 2010)といった「日常的支援」に関わるもの、講義の出欠や課内授業といった大学運営との連携による予防・教育的な実践研究(最上・金子・佐藤・布施・市来, 2008; 原田・鈴木・小林, 2011)といった「制度的支援」との連携に関わるものが報告されている。

学生相談機関が支援を担う「専門的支援」階層に関しては、事例における綿密な連携の実践研究や調査研究(岩田・山崎・矢部, 2007; 齋藤・道又, 2003; 齋藤, 2006; 藤川, 2007)などが報告され、連携を必要とした事例の特徴や適切な連携の在り方が示されてきた。事例レベルで実践する連携の種類については、岩田他(2007)が、藤川(2007)が示した異職種間協力に関わる援助活動のカテゴリである「リファー／コーディネーション」、「コンサルテーション」、および「コラボレーション」を

取り上げ、学生相談領域でも同様の連携が実践されていることを指摘している。

学生相談での臨床実践において各種連携が推奨され、実際に学内の多様な学生支援体制との連携、および事例レベルでの連携の在り方について検討が進められている一方、こうした連携が学生相談の個別面接において、どのような見立てを経て実践されているのかについて検討した研究は見られない。本研究では、学生相談機関での個別面接における「連携」の必要性に関わる見立てについて、探索的に検討することを目的とする。特に初回面接を対象とし、連携の相手や目的、および必要性をどのように見立てているのか、初回面接の段階で抱えている問題といった事例の特徴との関係性について検討する。

なお本研究における「連携の見立て」とは、「各事例における連携の必要性、および連携の相手や手法に関するカウンセラーの想定や判断」のことを指すとした。

方法

分析データ

筆者が担当し、本人から書面で研究協力への同意が得られ、かつ終結済みの学生相談事例の中から、初回面接の経過記録に「今後の連携の必要性」に関する記述がみられた27事例(大学1年～修士1年)の面接経過記録(初回面接記録の平均文字数1719±717文字)を分析対象とした。

分析方法

各事例の初回面接記録から連携業務に関連した文章を抜き出し、初回面接で見立てた「連携の必要性の程度」および「連携の目的」についてKJ法を用いてカテゴリ化を行った。

また実際に行った連携について調べるために、分析対象となった事例が終結までどの対象と何度連携を取ったかをカウントした。本研究では「来談した学生への支援を行う目的で、学生本人以外の人物と、電話やメール

1) 名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士課程(後期課程)(指導教員: 平石賢二教授)

学生相談の初回面接における学内外連携の見立てについて

等の通信手段を含めてアクセスした活動」を連携として数えることとし、「学内教職員」、「保護者」、および「学外機関」の3つの対象別に連携の実践が「なし」、「1回」および「複数回」の3つで評定した。

さらに事例の特徴として、初回面接記録情報から以下3つを取り上げ、連携の見立てとの関連性を検討した。

来談経緯 学生相談には、学生が自主的に来談する他、学内教職員、学生の保護者、および学外機関からの紹介により来談する経緯がある。本研究では「自主来談」および「紹介による来談」の2つに分類し、連携の見立てとの関連を調べた。

初回面接時の主訴 カウンセラーの見立てによるものではなく、来談学生が訴えた内容を対象とした。来談者の訴えが不明な場合は紹介者の訴えを取り上げた。

初回面接時に学生が抱えている問題 岩田他（2007）は学生相談における学内連携が必要なケースとして「学業上の問題を持つ学生」、「精神医学的な問題を持つ学生」をあげている。本研究では上記2つの問題に、斎藤（2015）が連携の必要な現代の問題として挙げている「事件性のある諸問題」、また近年学内外におけるネットワークおよびサポートの在り方が留意される（岩田・高石、2012）「発達障害の問題」を加えた4つを「連携の見立てに関係する問題」と仮定して取り上げた。

「学業上の問題」には、初回面接の時点で講義やゼミの欠席過多、留年や退学の可能性がある、成績不良で進

級が望みにくいといった、原因は問わず結果的に学業上の不適応を呈しているケースが該当し、「精神医学的な問題を持つ学生」には面接初回の段階で既に医療機関を受診し診断を受けている者や、不眠や食欲減退、急激な体重増減や希死念慮といった何らかの精神疾患が予測される症状がみられ、医療機関での処置が必要と判断したものが該当した。「事件性を含む問題」については暴力やいじめ、ハラスメントといった犯罪および民事上の問題に発展する可能性のあるトラブルが生じているもしくは生じる可能性のある問題が該当した。「発達障害の問題」については、既に発達障害の診断を受けている、もしくは主訴や幼少時からのエピソードから発達障害に該当するような問題を抱えていると推測されたものを含めた。

倫理審査

本研究は、名古屋大学大学院教育発達障害科学研究科研究倫理審査において承認を得た上で実施した（倫理審査番号17-971）。

結果

初回で見立てた「連携の必要性と目的」の分類結果をtable1に示す。

連携の必要性については「早急に必要」、「必要あり」、

table 1 学生相談事例における初回面接での連携の見立てと実際の連携

No	来談経緯	来談者本人が訴える主訴	初回面接時で学生が抱えていた問題				初回面接で判断した連携の必要性と連携目的					実際の連携			
			学業上の問題	精神医学的な問題	発達障害の問題	事件性のある問題	必要性	①危機介入	②支援体制構築（教職員）	③適応へのきっかけ（教職員）	④保護者との連携	⑤学外機関との連携	教職員	保護者	学外機関
1	紹介	退学危機	退学危機		有		早急に	○	○		○	○	複数回	複数回	1回
2	紹介	欠席過多・うつ	欠席過多	有			早急に	○	○		○	○	複数回	複数回	
3	紹介	欠席過多・うつ	欠席過多	有			早急に	○	○		○	○	複数回	複数回	
4	紹介	(自殺企図)	留年	有			早急に	○	○		○	○	複数回	1回	
5	紹介	(欠席過多)	欠席過多		有		必要あり		○		○	○	複数回	複数回	複数回
6	自主来談	発達の問題	欠席過多		有		必要あり		○		○	○	複数回	複数回	1回
7	紹介	(発達の問題)			有		必要あり		○		○	○	複数回	複数回	1回
8	紹介	進路問題	欠席過多		有		必要あり				○	○	1回	複数回	複数回
9	紹介	欠席過多	留年危機				必要あり		○		○	○	複数回	複数回	
10	紹介	欠席過多	欠席過多				必要あり		○		○	○	複数回	複数回	
11	紹介	対人トラブル	欠席過多	有			必要あり		○				複数回		
12	紹介	欠席過多	欠席過多				必要あり		○				複数回		
13	紹介	情緒不安定		有			必要あり		○				複数回	複数回	
14	紹介	対人ストレス				有	必要あり		○				複数回		
15	紹介	進路問題			有		必要あり			○			複数回		
16	自主来談	希死念慮					必要あり		○						
17	自主来談	身体疾患					必要あり		○					1回	
18	自主来談	欠席過多	欠席過多				必要あり			○			複数回		
19	紹介	(欠席過多)	欠席過多				必要あり			○			1回	複数回	
20	自主来談	欠席過多	欠席過多				必要あり			○			複数回	複数回	
21	紹介	欠席過多	退学危機				必要あり			○			1回		
22	紹介	履修不振	留年危機				必要あり			○			1回		
23	自主来談	不眠					必要あり			○					
24	自主来談	自己理解					必要なし								
25	自主来談	自己理解					必要なし								
26	自主来談	進路問題					必要なし								
27	自主来談	対人ストレス					必要なし								

注)「来談者本人が訴える主訴」において、初回面接において来談者本人の主訴が不明瞭である場合は、紹介者の主訴を () 内に標記した。

「特に必要なし」の3つに分類された。初回面接で見立てた連携手法や目的については、①「危機介入」(症状や状況により自死や逃亡といった行動が懸念されるため、学生の安全確保を早急に行うための保護者や関係者との連携が該当)、②「教職員との連携：大学適応を助け、維持するための支援体制構築」(ゼミや講義への出席不良や成績不良により進級や卒業が危ぶまれる学生に対し、指導教員や各種学習センターの教職員および各種窓口職員と協働し継続的な協力により学生の適応を見守る連携が該当)、③「教職員との連携：学生が大学適応へ向かうためのきっかけづくり」(成績不良や出席不良の学生に適切な支援窓口を紹介したり学生が教職員等へ連絡を取る手助けをするといった②支援体制構築より緩やかな連携が該当)、④「保護者との連携」(学業や進路に関する本人と家族との考えの調整を行うための合同面接、学生の症状や言動に関する機序の説明といった理解促進および支援手法に関する話し合いなどが該当)、⑤「学外機関との連携」(必要に応じて就労や医療・福祉サービスに確実につなげ、学外機関と情報交換を行いながら適切なリソースの利用を支援する活動が該当)、以上5つに分けられた。②と③は目的の重複はなかった。table1の「連携目的」に記した①～⑤の項目は上記5つの分類に対応しており、初回面接で見立てた連携目的に当てはまるものを○印で表記した。

来談経緯と連携の見立て

「来談経緯」については、「紹介」による来談のすべての事例において「連携が必要」(「早急に必要」および「必要あり」)と判断していた。

4つの問題と連携の見立てとの関係

学業上の問題については16事例が該当し、全て「連携の必要あり」と判断していた。学業上の問題に加えて「精神医学的な問題」を抱えている事例が4、「発達障害の問題」を抱えている事例が4つ該当したが、これらのうち#8、10以外は「支援体制構築」目的の連携を想定していた。#8、#10について面接記録を調べたところ、初回来談時で既に退学への意向があり、学内での支援体制よりも保護者や学外との連携を重視した可能性が考えられた。

「学業上の問題」のみが初回の問題として該当した8事例のうち#9、10、12以外は「適応へのきっかけ」目的の連携を想定していた。#9、12に関しては、研究室の指導教員との関係、および保護者との関係に調整の必要があるとして連携を想定していた。

精神医学的な問題については、全てのケースにおいて「支

援体制構築」目的の連携を見立てており、その中でも危機の程度が高い場合は危機介入を想定していた。

事件性を含む問題に該当する事例は1件だけであったが、他の問題との重複が無くとも「支援体制構築」目的の連携を想定していた。

発達障害の問題については6件が該当し、学業上の問題も抱えていた事例は4事例であった。#15以外は、保護者、および学外機関との連携を含めた「支援体制構築」を想定していた。

「連携の見立て」と「連携実践結果」との関係

「危機介入」と見立てた事例全てにおいて、実際にも初回面接終了後直ちに関係者と連携を行っていた。

また、連携を「必要」と判断した事例は、#16を除き、実際にいずれかへの連携を実施していた。「必要」と見立てたが、実際の連携回数が1回だけであった事例が#17、#21、#22の3例であった。連携を「必要なし」と見立てた事例は実際にも連携を行っていなかったが、#13、#17、#19、#20の4事例については、初回で見立てていなかった「保護者との連携」を実践していた。

考察

本研究では、学生相談での初回面接における連携の見立てについて検討した。初回で見立てた連携の目的は「危機介入」、「教職員との連携：支援体制構築」、「教職員との連携：適応へ向かうためのきっかけづくり」、「保護者との連携」、および「学外機関との連携」の5つに分けられた。また初回面接時に学生が抱える問題によって、連携の目的や相手が異なることが示唆された。以下に「連携の見立て」に関わる視点と連携における留意点、および今後の課題について考察する。

「紹介による来談」と連携の必要性との関係

本研究で取り上げた事例に関しては、「紹介による来談」事例全てにおいて初回面接の段階で連携が必要と判断していた。実際にも初回面接後の紹介者への報告を含め1回以上の連携を実施していた。初回面接後の報告は、連携の目的と意義を来談学生に説明し同意を得た上で行ってあり、同意が得られた範囲での来談学生の情報と今後の方針を伝え、紹介者のニーズや懸念を再確認していた。加えて、当学生相談では教職員との連携を重視した支援を念頭に置いている事、一方で守秘義務が原則であるといったカウンセリング業務の在り方について伝えていた。

前川(2011)は「連携・協働の障害となる要因」の一

つとして「守秘と情報共有の失敗に関わる問題」をあげ、渡邊・加藤・深見・橋本・濱田・諏訪（2010）は大学での「ネットワーク型学生支援体制」構築について、学生相談の情報管理の性質を学内機関に周知して初めて成立すると述べている。連携を実践する際、「守秘と情報共有」の在り方は非常に大きな問題であり、場合によっては来談した学生を傷つけ、支援者に対する信頼を失う事態になり得る。カウンセラーが周囲と連絡を取ることで、学生が周囲に問題解決を委ねることの無いよう留意は必要であるが、一方で紹介者といった学生を取り巻く支援者と早い段階で連絡を取り、事例内容の相談だけでなく学生相談機関のガイダンスについて伝えることは、守秘義務の在り方やカウンセラーの役割についてコンセンサスを得て、今後同じ組織に属する教職員として円滑な連携のもとに学生支援を行っていくための重要な機会といえるだろう。

初回面接時に学生が抱える問題と連携の必要性

本研究結果では、初回面接時に「学業上の問題」を呈していた場合、もしくは、「精神医学的な問題」、「発達障害の問題」、「事件性を含む問題」のいずれかが推測された場合に「連携」が必要と判断し、実際に連携を行っていた。岩田他（2007）、齋藤（2015）を参考に学生相談において連携に関連すると推測される4つの諸問題を取り上げたが、先行研究の通りの結果が得られた。

見立てた連携目的と問題との関係性について、「精神医学的な問題」、「事件性を含む問題」、および「発達障害の問題」を初回面接時に抱えていた場合はほぼすべての事例において「支援体制の構築」目的の連携を想定していた。一方で「学業上の問題」のみを抱えていた場合は「支援関係の構築」ではなく「適応へのきっかけづくり」を目的とした連携を想定していた。

「精神医学的な問題」とは、抑うつ、統合失調症、および強迫性障害や不安障害などの諸症状が懸念され、医療機関での加療が必須と推測された事例が該当した。これらの事例全てにおいて、初回来談時には学生や関係者がいる程度混乱した状態にあり、問題を緩和し適応に向かうためのステップをカウンセラーが主体となってコーディネートする必要があった。具体的には、危機状態にある場合はストレスフルな事態について周囲に説明し、ストレスから一旦距離を置き症状の緩和を目指すための環境づくりについて提案することや、医療機関等の利用の調整を行い、危機からの回復がみられた段階では、今後生じ得るリスクや支援に関わる役割分担について話し合いを持ち掛けながら継続的な協働関係を維持するといった連携の実践である。

「発達障害の問題」を抱えた事例についても同様で、学生が抱える問題に対して学生自身や保護者がどのように対処すべきか迷いを抱えた状態で来談した事例がほとんどであり、混乱が少なかった2事例を除いてすべて「支援体制構築」を見立てていた。「精神医学的な問題」を抱えた事例と同様に医療機関などの学外の専門機関による適切な処置や情報提供、およびカウンセラーによる行動査定の結果を考慮しながら、継続した協働関係の中での修学・生活環境の調整を想定し、実践していた。

ただ「発達障害の問題」を抱えた事例の場合は「精神医学的な問題」を抱えた事例よりもさらに保護者および学外機関との連携を重視する傾向にあった。保護者との実際の連携内容には、アセスメント目的としての幼少時からの様子の聞き取りに加え、発達障害をめぐる近年の社会制度の流れや障害に対する受け止め方と活かし方といった情報提供、リソースの利用の仕方についての話し合いなどが含まれていた。学外機関との連携については、地域の発達障害支援センターや就労支援機関の利用の仕方について当該機関への問い合わせ、学生のリファーマおよび紹介後の情報交換が主な内容であった。

このような連携は、身体及び精神障害のケースについても同様に必要だと思われる。現時点では心身障害に比べて支援の制度が発展途上であるために保護者・学外機関との連携をより重視する傾向がみられたのであろう。発達障害の問題だけでなく、各種障害やマイノリティの問題等に関しては、社会制度の変遷を敏感に察知しながら、学生のみならず保護者に対しても適切な情報提供や心理教育を交えたやり取りを行う事、および学外機関との綿密な連携が必要と考える。

「事件性を含む問題」について、本研究で該当した事例は1事例であった。当該事例は人権問題に発展する可能性があり、大学組織レベルでの対応が必要になることを推測したため、学内の別組織との連携を念頭に置いた「支援体制構築」を想定していた。内野・磯部・品川・栗田（2010）は窪田・向笠・林・浦田（2005）を参考に、大学の危機レベルを「個人レベルの危機」、「大学コミュニティレベルの危機」、および「地域社会レベルの危機」の3層に分け、危機管理の在り方を述べている。守秘義務や学生本人のニーズに沿うことが大前提ではあるが、大学コミュニティおよび地域レベルの危機に発展する可能性がある場合は、各レベルでの危機管理の仕組みを念頭に置き、本人の安全や環境を確実に守ることを目的とした関係者との情報共有および対応について本人に提案し、コミュニティレベルでの対応を含めていく想定も必要であるだろう。

以上のように、「精神医学的な問題」、「発達障害の問題」

題]、および「事件性を含む問題」の場合は、程度にもよるが、精神保健や組織的なリスク管理上の観点を考慮し、連携相手との関係性も重視しつつ慎重な支援のコーディネートを行う必要があるため、カウンセラーが積極的に周囲に連絡を取る形の連携が望ましいと考える。

一方「学業上の問題」のみを抱えた事例に関しては、「支援体制構築」よりも「適応へのきっかけづくり」目的の連携を想定していた。該当した事例は、「ゲームに没頭しすぎて生活が乱れた」、「勉強の仕方や教員への質問の仕方がわからない」、「苦手な人物がいて研究室に行きにくい」といった理由により不適応を呈しているが、友人関係や心身健康に重篤な問題は見られなかった。

「支援体制の構築」は、先述の通り、カウンセラー側から関係者へ積極的に連絡を取り、学内教職員や保護者、場合によっては管理職や学外機関といった学生を取り巻く者が共通の目標をもって協力関係を結ぶ「協働」によって、互いに密なコミュニケーションを経て継続的な連携活動を行うことを想定していた。一方で「適応へのきっかけづくり」は、学生自らが必要なリソースへ直接アクセスできるよう、カウンセラーは必要に応じて最初の1回のみ関係者へ連絡をする等といった「最小限の手助けをする」連携を想定していた。「学業上の問題」のみに該当した学生の経過記録を調べると、窓口の利用や相談相手に対して学生自ら利用に向くことが可能といった内容が記載されていた。したがってこれらの事例に対しては、可能な限り学生自身の力で支援関係を構築し、意図的に最小限の「手助け」にとどめていたと推測される。

以上のように本研究結果からは、初回面接時の来談経緯や抱えている問題だけでなく、来談した学生が「自ら支援先にアクセスできるかどうか」、いわゆる援助要請の実践が可能かどうかを合わせて見立てることで連携目的を選択していることが明らかとなった。

連携の見立てと実施した連携との関係について

本研究ではほとんどのケースにおいて見立て通りの連携を行っていた。したがって、本研究で取り上げた5つの連携目的および必要性の観点はおおむね妥当であったと考える。

一方で、#16、17、21、および22のように、初回面接時に連携を「必要」と判断しても結果的に連携を0~1回しか行わなかったケースがみられた。事例16については、初回で希死念慮を訴えるも修学適応および睡眠・食欲に問題はなく、成育歴も聞いた上で「一時的なストレス反応」の可能性があると推測し、早めに緩和しない場合は危機介入としての連携を想定していたが、初回面

接の数日後に実施した面接で状態の緩和が見られ、結果的に学内外の連携を行わなかった。事例17は難病を抱えた学生のケースで、修学および生活環境を調整するための学内連携を想定していたが、学生本人が必要に応じて適切な支援にアクセスすることが可能であったため、連携の実施はなかった。#19、21、および22においても、留年や退学の危機といった問題を抱える学生であったが、必要に応じてこちらが提案したりソースに自らアクセスすることが可能であり、結果的にカウンセラー側からの積極的な連携を行わずに終わった事例であった。

上記の事例に共通するのは、学生が問題を抱えていても、カウンセラーの後方支援によって自ら支援を求める行動を実施する事が可能であったという点である。見立て通りに連携を実施しなかったのは、「適応へのきっかけづくり」の見立てに関する考察と同様、学生が「支援要請が可能」であると判断した結果であり、連携を実際に実践するか否かといった判断においても、学生が自主的に支援を構築していくことへの配慮が示唆された。

保護者との連携について

保護者との連携を見立てた事例のうち、4事例は危機介入の必要性がある事例で、残りの6事例のうち4事例は発達障害の問題を抱えた事例であった。危機介入については学生の安全確保のための協力依頼が初期段階での連携目的であり、発達障害の問題を抱えた事例においては先述の通りアセスメント目的の聞き取りに加えてリソースの適切な利用の促進を目的とした連携が必要だと考える。

保護者との連携を見立てた他の事例、つまり危機介入の必要性もなく、発達障害の問題も該当しなかった2事例は、親に対する葛藤を抱えた不登校学生の事例と、親子間の分離不安の問題が推測される事例であった。前者は、学生が不登校の問題に対峙しながら自立を目指した独居を所望しており、現状と学生の心理的な機構に関し、心配する保護者と十分に共有し今後の方針について同意を得る必要性があると判断した事例で、後者は保護者と直接連絡を取りながら親子間の距離を調整することが学生の心理的な成長や自立につながると考えたためであった。前者は学生が心理的課題と向き合うための時間と環境の確保について保護者とのコンセンサスをとること、後者は親子間の力動に関与するセラピー目的での連携だったと考える。以上から、保護者との連携を見立てる場合、保護者は支援者としてだけではなく要支援者でもあることから、「問題への対処について共に協力する」といった他の関係者との連携とは異なる目的が含まれることに留意が必要だといえるだろう。また支援期間に限

りがある学生相談においては、家族力動にどの程度関与すべきかを十分に注意しなければならず、連携の目的の明確化がより必要となる。

齋藤（2015）は、近年の学生相談で連携・協働が必要となった背景について、大学組織の危機管理に加え、保護者の大学への関与の度合いや、それに応じた大学生の発達課題の変容をあげている。実際に、近年家族との関係性がテーマとなる事例が多く、家族と学生との距離感も様々である。本研究から、保護者との連携については他の支援者との連携と異なり多様な目的が含まれることの示唆は得られたが、どのような事例において保護者とどういった連携が必要であるかの詳細については、今後事例データを増やしての検討が必要である。

連携の見立てと実践における留意点について

本研究では初回面接での連携の見立てをとりあげた。実際に初回面接において、抱えている問題を相談している相手、利用可能だが機能していない情緒的および情報的サポートの相手、他者に相談した場合にどのような結果を予測するか、相談するのであれば連絡は自分で行った方が良いかなどを学生から聞き取り、連携の具体的な手段を話し合っていた。加えて、学生が他者と問題を共有したり必要なリソースを利用したりすることをためらう場合は、場合によってはカウンセラーが媒介役となり、連絡を取ることが可能であるといった情報提供を行っていた。

平木（2010）は心理臨床の見立てについて「クライエントと共有し治療契約の基礎となる」と述べている。初回面接の段階で支援手法の一つとして連携を提案し、カウンセラーが周囲と協力して適切なリソースを獲得することの意義を伝えることは、ケースにもよるが、支援のバリエーションが多様に存在し得ることを学生が再認識する機会となり、安心と共に自己効力感の回復を促す可能性が高いと考える。提案の仕方によっては、学生が問題を「他人任せ」にしてしまうことが推測されるため注意が必要であるが、連携が必要と判断した事例に関しては面接の初期の段階で話題にし、連携実践における守秘義務の在り方を含めた治療契約を行うことは円滑な心理的支援の実践において必要なことと考える。

但し初回から連携手法を学生に提案するためには、実践に先立って得おくべき知識や準備が必要であろう。杉江（2010）は学生相談における連携について、「学生相談機関やカウンセラーが、そのコミュニティの中で他の教職員や教育組織、各部署からいかに信頼され、そのコミュニティにどれだけ根付いた活動を行えるかが重要」であり、「個々の事例における視点だけではなく学

生相談活動の全体の在り方をあらわす言葉でもある」と述べている。また岩田他（2007）も学生相談の「協働」について、「学生相談側が高等教育機関である大学組織の一機能を担っていると認識した上で、学生が呈する学業上の問題や心理的発達障害課題を大学側とコンセンサスを取りながら、異なるアプローチから学生にとって意味のある支援を行う事、またそれが日常的に共有されたときにはじめて学生相談における『協働』と言えるのでは」と指摘している。したがって、特に「協働」を実践する際は、必要となった場面ですぐに実行できるものではなく、適切に実践するための「学生相談スタッフ側の準備」と「大学側の準備」が必要であろう。学生相談側としては、学内外のリソースや各種窓口の利用の仕方に関する知識を習得しておくこと、および、所属大学の学生相談に対するニーズや大学コミュニティ内の役割を認識しておくことなどである。大学側としては、教職員が学生相談の業務内容や利用の仕方を知り、学生の個人情報に対する守秘義務の在り方や疾患や障害の捉え方、および人権にかかわる問題について知識を得ておくことなどが該当する。後者は学生相談機関からの発信も必要と推測されるが、大学のリスク管理の一環といった位置づけで提示することが有効と考える。

坂本（2013）は、学生相談における学内連携の困難さについて「連携先の主義主張や不安の高さ」や「丸投げや抱え込みといった距離感の喪失」により「問題を共有できない」ことをあげている。こうした問題に対しては、先述した準備に加え、日頃からフォーマルだけでなくインフォーマルなコミュニケーションを通して、フラットな関係作りを試みることを有効であろう。以上のような「連携のレディネス」を経ることにより、初回面接の段階からスムーズな連携手法の見立ておよび実践が可能になる。

また本研究からは、連携の必要と共に、来談した学生が自ら援助要請を行うことが可能かどうかを見立てることで、学生の自主性を考慮した連携を選択していることが明らかとなった。学生という「社会に守られる」立場から社会人へと移行する大学時代において、連携手法の選択でも学生の心理的成長を妨げないことを考慮することは非常に重要な点と考える。

最後に、本研究は自験例に限ったデータによるものであること、対象とした大学には精神科医が勤務しておらず、医療スタッフとの連携について十分に調べられなかったことなど、結果の汎用性について様々な問題が残されている。今後は異なる支援体制を擁する大学での学生相談事例、および他の学生相談カウンセラーによる事例といった多様な事例を考慮した検討を行い、本研究で

得られた結果の精査を試みる。

引用文献

- 岩田淳子・高石恭子 (2012). 終章 事例にみる発達障害障害の学生相談. 高石恭子・岩田淳子 (編) 学生相談と発達障害 (pp. 205-228) 学苑社.
- 岩田淳子・山崎めぐみ・矢部浩章 (2007). 学内連携が学生相談過程に果たす効果について. 学生相談研究, 28, 122-133.
- 藤川麗 (2007). 臨床心理のコラボレーション 統合的サービス構成の方法 東京大学出版会.
- 原田祐貨・鈴木公基・小林弥生 (2011). 大学におけるメンター制度の構築と実践 学生相談研究, 32, 36-47.
- 平木典子 (2010). 第4章 実践の前提となるアセスメントと見立て. 平木典子 (著) 臨床心理学を学ぶ4 統合的介入法 (pp. 43-54) 東京大学出版.
- 窪田由紀・向笠章子・林幹男・浦田英範 (2005). 学校コミュニティへの緊急支援の手引き. 金剛出版.
- 前川あさみ (2011). 連携・協働における難しさ 前川あさみ (編) 子どものこころの支援連携・協働ワークブック (pp. 13-16) 金子書房.
- 水田一郎・石谷真一・安住伸子 (2011). 大学における不登校・引きこもりに対する支援の実態と今後の課題 学生相談研究, 32, 23-35.
- 最上澄枝・金子糸子・佐藤哲康・布施晶子・市来真彦 (2008). 自ら助けを求めず潜在している学生に対する学内協働による取り組み—欠席過多学生対応プロジェクトを通して 学生相談研究, 28, 214-224.
- 日本学生支援機構 (2007). 大学における学生相談体制の充実方策について—「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」—. 日本学生支援機構.
- 齋藤憲司 (1999). 学生相談の専門性を定置する視点—先行研究の概観と4つの大学における経験から—, 学生相談研究, 20, 1-22.
- 齋藤憲司 (2006). 親・家族が関与する相談事例への構えと対処—学生の自立をめぐる支援・連携・協働— 学生相談研究, 27, 1-13.
- 齋藤憲司 (2015). 第5章「連携・協働」から「連働」する援助的コミュニティへ. 齋藤憲司 (著) 学生相談と連携・協働 (pp. 234-289) 学苑社.
- 齋藤憲司・道又紀子 (2003). 教職員が関与する相談事例への構えと対処—教育目標と心理的成長をめぐる協働に向けて— 学生相談研究, 24, 12-20.
- 坂本憲治 (2013). 教職員と「問題を共有できない」困難の克服プロセス—学内連携の対処方略モデルの生成—. 学生相談研究, 34, 109-123.
- 下山晴彦 (1994). 「つなぎ」モデルによるスチューデント・アパシーの援助—「悩めない」ことを巡って— 心理臨床学研究, 12, 1-13.
- 杉江征 (2010). 第7章 連携と関係者支援. 日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会 (編) 学生相談ハンドブック (pp. 127-144) 学苑社.
- 高石恭子 (2010). 大学教職員の学生支援・学生対応についての意識の現状. 甲南大学学生相談室紀要, 17, 15-27.
- 丹治光浩 (2004). 第1章 連携の成功と失敗. 丹治光浩・渡部未沙・藤田美枝子・川瀬正裕・大場義貴・野田正人 (著) 心理臨床実践における連携のコツ. 星和書店, 1-28.
- 内野悌司・磯部典子・品川由佳・栗田智未 (2010). 大学キャンパスにおける事件・事故等への危機対応システムに関する臨床心理学的研究. 平成19年度～平成21年度科学研究費補助金基盤研究C研究成果報告書, 5-6.
- 渡邊素子・加藤久子・深見久美子・橋本容子・濱田晶子・諏訪真美 (2011). ネットワーク型学生支援体制における学生相談室の役割について：中規模私立大学の学生支援体制における学生相談室の実践活動より 学生相談研究, 32, 154-163.

ABSTRACT

Assessing and recommending “consultation and collaboration” in college counseling

Fumino YAMAKAMI

This study aims to examine the importance of “consultation and collaboration with others” during the intake phase of counseling sessions for college students.

To begin with, “consultation or collaboration” details were collected from 27 student counseling cases. Next, whether these cases involved academic, psychopathological, and developmental problems and how they were related to the necessity and purpose of “consultation or collaboration” was found out.

As a result, the purpose of “consultation or collaboration” was divided into five categories: crisis intervention; construction of a support system by collaboration with faculty and staff; cooperation as a trigger for adaptation; collaboration with student’s family; and collaboration with external organizations.

Through this, it was suggested that “Collaboration is necessary” was determined to be necessary in all cases classified as “visiting by introduction” rather than “voluntary talks,” as they were often cases of crisis intervention. Further, “Construction of a support system” was recommended for almost all cases involving academic problems, and sometimes “cooperation as a trigger for adaptation” was also included when an additional need for access to resources was assessed.

Although results are limited by our sample size and require continued study, this initial data reinforces findings of previous research on the importance of assessing levels of collaboration early in the counseling process and then including students in cooperative processes to help build their own support systems. On the other hand, the data is also limited to our examples, and hence further analysis should be conducted using varied cases.

Key words: College counseling, consultation and collaboration, assessment, intake phase of counseling